

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：菅浜棚田協議会（仮称）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

菅浜棚田 26.6ha

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和6年3月末まで、菅浜棚田の農地について現状を維持する。

現状：耕作放棄率＝耕作放棄地面積0ha÷菅浜棚田面積26.7ha＝0%

今後：上記現状を維持

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

令和6年3月までに、菅浜棚田と隣接する「はーぶ&れもん園」にレモンを80本、ハーブを600株植付ける。

現状：レモン 30本＋今後：50本（令和3～6年度）

現状：ハーブ300株＋今後：300株（令和3～6年度）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和6年3月までに、地域の繋がりや観光客の集客を目的とした、食堂や直売所を整備し、地場産物等の売り上げを年間200万円達成する。

3 計画期間

計画認定～令和6年度

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

菅浜集落のまちづくりを進める「わくわく協働体」と連携し、菅浜棚田の農地を維持する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

菅浜棚田区域に隣接する「はーぶ&れもん園」への植付を「わくわく協働体」と連携して行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

「わくわく協働体」と連携し、食堂や直売所の整備を行い、観光等で稼げる仕組みを構築する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

菅浜棚田協議会(仮称)は農業者、地域住民、美浜町で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

菅浜地区では、集落の地域づくりを目指し、集落独自で「菅浜わくわく協働体」を設立。菅浜棚田協議会(仮称)と菅浜わくわく協働体は連携して各種活動に取り組むたい。